

Title	社会政策論序説：労働経済論への一批判として
Sub Title	Introductory note on the theory of "social policies"
Author	黒川, 俊雄
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1965
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.58, No.10 (1965. 10) ,p.933(1)- 950(18)
JaLC DOI	10.14991/001.19651001-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19651001-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19651001-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新刊紹介

- ロジア・モーガン著  
『1864年から1872年までのドイツ  
社会民主主義者と第一インターナショナル』……飯田 鼎 165
- 大山敷太郎著『鉱業労働と親方制度』……飯田 鼎 166  
——「日本労働関係論」鉱業篇——
- 鎌倉 昇著『日本経済論』……松浦 保 167
- 滝沢菊太郎著『日本工業の構造分析』……佐藤 芳雄 169  
——日本中小企業の一研究——

社会政策論序説

——労働経済論への一批判として——

黒川俊雄

はしがき

従来わが国において労働問題研究が社会政策学のなかでおこなわれてきたことに対して、最近根本的な批判ないし疑問が提起され、むしろ労働経済学あるいは労働経済論として研究がおこなわれるべきである、という主張が、社会科学、ときには「マルクス主義」の名においてとなえられている。

このような視点で、まず問題を提起されたのは、東大隅谷三喜男教授である。教授は、「賃労働の理論について——労働経済学の構想——」<sup>(1)</sup>という論文の中で、戦後のわが国における社会政策論争に言及され、「この論争は、労働問題の社会科学的研究においては、ほとんど何もものもつけ加えなかった。論争が社会政策論の本質規定について展開され、社会政策学の内容たる賃労働自体の問題が問題とされなかったからである。」と指摘された。なるほど戦後の社会政策論争については私もみのり多いものとは思わない。しかし教授は、剰余価値生産の問題を、資本の視点からのみ基本的な問題とし、賃労働の視点からは前提されるにすぎない、とみて、搾取関係には直接ふれない賃労働の理論を構成し、上部構造としての国家権力

にも論及しようとはされなかった。つぎに、東大氏原正治郎教授も、この視点をうけついで、「日本の労働問題思想」<sup>(2)</sup>の中で次のように指摘される。

「ただ次のことを、指摘しておきたいのである。それは、日本の労働問題研究が、まずなによりも、社会問題解決のための国家の政策の学として発達したということである。ここでは、次のごとく考えられている。労働問題は、貧困問題その他の社会問題とおなじく、国家秩序の破壊であり、社会の害悪なのである。それ故、国家は、その権力をもってこれを解決しなければならぬし、また、解決し得るというのである。ここから、『社会政策的』労働問題思想の特徴を知ることができる。その第一は権力思想である。……たとえば、賃金や雇用を立法によって統制することができるし、また、統制しなければならぬとする提案などは、それである。……賃金や雇用の直接統制が、いかにナンセンスであったかは、日本の歴史をみても外国の例をみてもわかることである。……この種の権力思想は、元来このような官僚統制に反対してきた労働組合運動のなかにさえ存在する。たとえば、一片の最低賃金法をもって、大幅に賃金を引き上げることができるというような思想、法解釈を不当に重視し、万事それによって解決されるという態度などは、それである。このような考え方は、実は、社会政策的権力思想のメダルの裏だといってよいのである。」

ここに指摘されているかぎりでは、弾圧・統制と譲歩・改良とが混同され、区別されていないという重大な誤りは別として、国家権力の過大評価をいましめている点は、誤ってはいない。しかし教授が「私は、こういったからといって、今日行なわれている労働立法がすべて無意味だなどと主張するつもりは、少しもない」といわれながら、「成心なき観察者達は、資本制社会の労働問題が、国家の問題であるまえに、まずなによりも、労使間における労働力と商品の取引問題であることに、注目するにちがいない。」「もともと社会科学は、当事者も国家も、力だけでは、勝手に変えることのできない法則の認識から始まったのである。」と主張するとき、労働問題を搾取関係をぬきにした労働力の取引問題に解消してしまい、立法、

国家の政策、もっと一般的には、国家権力が無意味でないとすれば、どのような意味をもっているかにはまったく論及されない。

もともと社会科学は、資本と賃労働との搾取関係を土台として分析し、その上部構造として国家権力の役割を明らかにしたところからはじまったのではないだろうか。そうだとすれば、社会政策学を労働経済学に解消してしまうことなく、社会政策を、土台と上部構造との関連で、社会科学的に、分析し解明することは可能はずである。本稿は、このような分析、解明の視角を明らかにしようとするものである。

(1) 「経済学論集」第二三巻第一号。

(2) 氏原正治郎『日本の労使関係』六一七頁。

社会政策という言葉は、いうまでもなく、もともとドイツ語の Sozialpolitik の翻譯であり、社会政策学を成立させたのは、経済学史上新歴史学派に属するドイツ国民経済学者たちであった。かれらはドイツの社会政策学会 Verein für Sozialpolitik の会員として一九七〇年代以降において大いに活躍した。その代表的な学者の一人であるアドルフ・ワグナー Adolph Wagner は、社会政策を定義づけてこうのべている。

「われわれは一般に社会政策をば、分配過程の領域内における弊害を立法と行政との手段によって克服しようとする国家の政策と考える。」<sup>(1)</sup>

社会政策がこのように定義づけられるとき、たしかに、国家権力によって何もかも解決できるとみている意味で、氏原教授の指摘するような、権力思想に立脚している。そしてこのようなことは、ドイツ資本主義の独特な発展過程とその上に成

立した新ドイツ帝国の国家形態を反映している。

ドイツは、周知のとおり、一八六〇年代までなお封建的な分割状態をつづけ、小国に細分化されていたので、資本主義の発展がさまたげられていた。このようなドイツを国民的に統一して資本主義の発展をうながしたのは、ほかならぬプロシアの土地貴族ユンケル Junker の利害を代表するかのビスマルクにほかならない。このビスマルクのおこなった国民的統一は、「上からの革命」ともいわれ、ユンケル・土地貴族とブルジョアジーとの闘争を基礎条件としていた、かつてのプロシア絶対王制は、「工業の急激な発展が、ユンケルとブルジョアとの闘争をして、ブルジョアと労働者との闘争に席をゆずらしめ」、「もはやブルジョアジーの進出に対して貴族をまもることではなくて、労働者階級の進出に対してすべての所有者階級をまもることが問題となった瞬間から、とくにこの目的のためにつくりだされた国家形態であるボナパルティズム的王制に完全に移行しなければならなかった。」<sup>(2)</sup> しかもこのようにして成立した「ビスマルク式国民の新ドイツ帝国」は、プロシアのアブソリュティズムの官僚的要素をなお多分に残した独特なボナパルティズムであった。それゆえ、この新ドイツ帝国のもとで、ビスマルクがおこなった社会政策も、社会主義者取締法による弾圧政策とともに実施された社会改良的な諸政策として、「上から」von oben という権力的性格をもっており、エンゲルスが「ボナパルト式 à la Bonaparte 社会政策」と特徴づけたものである。それは、いわゆる「鉛と鞭」の中の「鉛」として、王の恩恵として労働者にあたえ、国家権力の直接的な介入によって資本家と労働者との対立を解決しようとするものであった。事実、ビスマルクの社会政策の中核である社会保険は、ユンケルの利益と結びついた官僚的な保険管理機構を通じて労働者を国家にしばりつけて、階級闘争の発展をさまたげようとするものであった。このばあい、ビスマルクは、もともとドイツでは年少者にその適用ががきられている労働時間制限などの社会政策を、イギリス、フランスなどのように発展させることに強く反対しているドイツ・ブルジョアジーの要求をいれて、その代りに社会保険を実施し、これによって、官僚機構をユンケルの利益のために維持し、プロレタリ

アートに、災害、疾病、老齢、廃疾などの保障をあたえ、その費用をかれらにも負担させることによって欺瞞的に労資協調をはかろうとした。これは、まさに、エンゲルスがかつて指摘したように、「資本家と労働者とがたがい均衡させられ、零落したプロシアの田舎貴族 Krautjunker の利益のために、両者がおなじ程度に瞞着されている」<sup>(4)</sup> ことの反映であった。

このように、独特なボナパルティズムという新ドイツ帝国の国家形態を反映した社会政策を、その国家の代弁者にすぎない新歴史学派の国民経済学者が、やはり権力思想に立脚して定義づけたとしても決して不思議ではない。

しかしだからといって、社会政策を学問の対象とすることそれ自体を、すべて権力思想に立脚しているとするわけにはいかない。

そもそもドイツの社会政策も、それがドイツにおいて実施されるようになったのは、やはり、一九世紀後半期にドイツ資本主義が急速に発展しはじめ、生産の集積がすすんだ結果、従来ドイツ労働者階級の大多数をしめていた手工業と家内工業の労働者にかわって、工業プロレタリアートが数のうえでもますます労働者階級の決定的な層になってきたので、このプロレタリアートの階級闘争がいまままでになく発展してきた結果にほかならない。社会政策は、プロレタリアートの階級闘争に対するブルジョアジーの一定の譲歩としておこなわれるようになったのである。それゆえ社会政策はいうまでもなく、ドイツにおいてのみおこなわれているものではない。資本主義がもっとも早くから典型的な発展をとげたイギリスでは、Social policy という言葉こそつかわれなかったが、ドイツよりも早く、一九世紀最初の三分の一期に、労働組合法、工場法などの法律によってブルジョアジーがプロレタリアートに対する一定の譲歩をおこなった。そしてこのようなことは、他のすべての資本主義諸国、さらには若い資本主義が成長し発展してきた植民地、従属諸国においても、おそかれはやかれみられるようになった。ただそれぞれの国において成立する国家形態の相違によって、社会政策が異った特徴を示すにすぎない。それゆえ社会政策を、各国資本主義の独特な発展過程を土台として成立した独特な国家形態の反映としてとらえるだけでなく、

その独特な発展をとげた資本主義の諸条件によって生みだされる社会政策成立の可能性と、これを現実性に転化する階級闘争の独特な発展過程とを分析し、そこにおいて国家権力のはたす役割と限界を明らかにするなかで、その社会政策をとらえることは、決して権力思想に立脚するものではなくて、社会科学にきわめて重要な意味をもっている。

- (1) Adolph Wagner, Ueber soziale Finanz- und Steuerpolitik, Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik, Bd. 4 (1891) S. 4.
- (2) エンゲルス「ドイツ農民戦争」一八七五年第三版によせてマルクス・エンゲルス選集 大月書店版 第一六卷上一五五頁。
- (3) エンゲルス「歴史における強力の役割」前掲選集第一六卷下四七〇頁。
- (4) エンゲルス「家族、私有財産、国家の起原」前掲選集第一三卷下四七六頁。

## 二

それでは、社会政策成立の要因を一般的にどのようにみるべきであろうか。

社会政策の成立は、一般的に、資本主義の発展にともなう階級闘争が進展し、ブルジョアとプロレタリアートという二つの相対立する階級のあいだの闘争が社会生活全体の枢軸になってきた結果であるとしても、ブルジョアがプロレタリアートの闘争に対して弾圧という方法ではなくて、譲歩という方法、すなわち社会政策をとるのは一体なぜか。この点、わが国社会政策論争の焦点になったところであるが、あらためてこの点に論及して社会政策の分析視角を明らかにしよう。

かつてレーニンは、弾圧と譲歩というブルジョアとプロレタリアートの二つの統治方法について、『ヨーロッパの労働運動における意見の相違』という論文の中で、こう指摘した。

「実際には、すべての国のブルジョアは、かならず二つの統治方法、自分たちの利益のために闘い、自分たちの支配をまもる二つの方法をつくりあげるのであって、そのばあいこの二つの方法は、ときにはたがいに交代しあい、いろいろの組合せでからみついていく。その第一は、暴力の方法、労働運動にすこしの譲歩をあたえることも拒否する方法、非妥協的に改良を否認する方法である。第二の方法は、『自由主義』の方法、政治的権利を進展させる方向へ、改良、譲歩等々の方向へ歩みをすすめる方法である。ブルジョアが一方の方法から他方の方法にうつるのは個々の人物のたぐらみや偶然によるものではなく、ブルジョア自身自身の地位が根本的に矛盾にみちているためである。正常な資本主義社会は、……住民がある程度の政治的権利をもたないでは首尾よく進展することはできないし、この住民は『文化』の点で比較的高い要求をもっていることを特徴としないわけにはいかない。こういうふうにある最小限の文化性が要求されるのは、高度の技術、複雑さ、屈伸性、可能性、世界的競争の急速な発展等々を伴う資本主義的生産様式そのものの諸条件によって生みだされることである。」<sup>(1)</sup>

ここに指摘されている「資本主義的生産様式そのものの諸条件」について、レーニンは『いわゆる市場問題について』の中でこう指摘している。

「資本主義の発展が全住民と勤労プロレタリアートとの欲望水準の増進を不可避的にもなうという疑いのない真理をみのがすことはできない。この増進は、一般に、都市の住民と農村、相異なる地理的諸地方等々の住民とのあいだのよりひんばんな接触をもたらす諸生産物の交換のひんばん化によってつくりだされる。また、プロレタリアートが結集し、集合していることも同じことをもたらす。それは、プロレタリアートの自覚と人格感情を高め、そしてプロレタリアートが資本主義制度の略奪的諸傾向にたいして成功的に闘うことを可能にする。」<sup>(2)</sup>

ここに指摘されているようなことがブルジョア自身自身の地位の根本的な矛盾をなぜ意味するのか。いうまでもなく、資本主義の発展そのものが、ここに指摘されているようなことをもたらす反面、労働者階級の窮乏化と勤労大衆の没落とをも

たらずからである。かつてマルクスが『資本論』の中で、「資本制蓄積の歴史的傾向」について、増大する社会的生産力の「あらゆる利益を横領し独占する大資本家の数がたえず減少するにつれて、貧困、抑圧、隸属、頹廢、搾取の度合はますます増大するが、しかしまたたえず膨脹しながら、資本主義的生産過程そのものの機構によって訓練され、結集され、組織される労働者階級の反抗もまた増大する。」とのべたとき、このブルジョア自身自身の地位の根本的な矛盾を、それまでの『資本論』の分析から結論的に明らかにしたものである。

以上のべたことから明らかのように、レーニンは、ブルジョアが改良・譲歩の方法、すなわち社会政策を実施する条件を、資本主義の発展が、住民、とくにプロレタリアートの欲望水準を増進させ、自覚を高める、という点に求めている。この点は、大河内一男教授が、社会総資本の順当な再生産を可能ならしめるための労働力保全に社会政策の内的必然性を求めたのとは、異っている。

第一に、大河内教授が社会政策の内的必然性とみなしている、労働力の保全の内容は、「それなくしては、労働力が絶対にふたたび役に立ちえない」肉体的限度ぎりぎりのものである。この点は、大河内教授自身が、総資本の労働力保全要求の理論的な根拠として、『資本論』第一巻第三篇第八章労働日の中の「それだからこそ、資本は、それ自身の利害によって、標準労働日の設定を指示されているようにみえる」という一句を引用しておられることから知ることができる。というのは、マルクスがこの一句のまえに、「資本がその無制限な自己増殖運動によって必然的に追求する労働日の反自然的な延長が、個々の労働者の生存期間、したがってまたかれらの労働力の耐久期間を短縮するならば、消耗した労働力のいっそう急速な補填が必要になり、したがって労働力の再生産にはいっそう大きい消費費がはいることになる。それは、機械の磨滅が速ければ速いほどその毎日再生産されるべき価値部分がいつそう大きくなるのと、まったく同じことである。」とのべているからである。すなわち、このような理由から、資本がそれ自身の利害関係によって標準労働日の設定を指示されていると

しても、マルクスがこのあとで指摘しているように、資本制蓄積が必然的に生み出す相対的過剰人口の存在によって、その標準労働日は労働者を發育不全や短命にするような、肉体的限度をさえこえたものとならざるをえない。労働力の需要供給の均衡、労働力不足という、まれにみる事情のもとでも、戦時においてみられるように、資本がこの事情によって、賃金、労働諸条件が上昇するのを国家権力によって抑制すると同時に、設定を指示される標準労働日は、精神的限度をこえた肉体的限度ぎりぎりのものでしかない。そこでわれわれは、単純に社会政策を階級闘争の所産とみる社会政策学者のように、資本の労働力保全の要求そのものまでも否定し去ることはできないが、それが社会政策を成立させる要因とみなすわけにはいかない。だから社会政策を成立させる要因は、資本がそれ自身の利害関係から労働者の肉体的限度ぎりぎりのところで労働力を保全しようとする要求ではなくて、レーニンによれば、資本が、それ自身の利益のためとはいえ、反面ではそれ自身自身の利益に反して、高めざるをえない住民とプロレタリアートの文化的な要求や自覚等々であり、資本がそれ自身の利益に反して与えざるをえない階級闘争発展の可能性である。しかもこの要因は、社会政策の必然性ではなくて、可能性であり、この可能性を現実性に転化させるのは、実際の階級闘争にほかならない。

そこで第二に、大河内教授は、総資本の労働力保全という内的要求に対立するものとして、階級闘争を「資本主義的秩序に対する外的要因」とみなし、それゆえ社会政策を階級闘争の所産とみる理論を「社会政策の政治論」として、「社会政策の道義論」と同列において批判しておられるが、レーニンによれば、資本主義の発展それ自体が階級闘争発展の可能性を生み出すのであり、かかる可能性として労働者階級を結集させ、その文化的要求や自覚等々を高めることが、ブルジョアをして改良・譲歩という方法をとらしめ、社会政策を実施せしめる要因となっているのである。

そこで分析視角としては、このような要因が、各国資本主義の発展の過程でどのように成熟してきたかを、経済学的に明らかにすることが第一に重要である。このことによって、各国の社会政策の特徴もいっそう明らかにされうるであろうし、

あとでのべるような、社会政策を前進させる階級闘争の方向もつかめるであろう。

しかしこの社会政策成立の要因は、あくまで可能性であり、これを現実性に転化させる要因は実際の階級闘争である。それは、社会政策を階級闘争の所産とみる従来の理論にみられるような階級闘争一般ではなくて、階級闘争の一定の形態である。すなわち、プロレタリアートの闘争が、無力であったあいだは、また、それが大衆的性格をおびていなかったあいだは、ブルジョアジーはプロレタリアートに対して弾圧というただ一つの手段しか知らなかった。この手段によって指導者を「煽動者」として逮捕し投獄して、プロレタリアートの前衛をうちくだけ、中立的な大衆をおそろしがらせて、ブルジョアジーと政府の側にひきよせ、こうしてプロレタリアートの陣営に混乱と分裂をひきおこさせようとするのである。ところが闘争が大衆的な性格をおびると、ブルジョアジーはもはや「煽動者」だけにかかりあっているのではなくて、そのままには無数の大衆が立っている。この大衆を考慮しなければならなくなってくる。無数の大衆を逮捕し投獄することはできないし、そうすることは、足もとがぐらついているブルジョアジーにとっては、かならずしも有利でないどころか、プロレタリアートの闘争がかえって革命闘争に転化し、ブルジョアジー自身を打倒してしまうかもしれない。そこで弾圧という古い手段とともに、改良・譲歩という新しい「もつと文化的な」手段がブルジョアジーにとって必要になってきた。この手段によっておくれた大衆にあやまった期待をいだかせ、かれらに闘争をすてさせてかれらをブルジョアジーの側にひきよせることによってプロレタリアートの陣営にやはり混乱と分裂をひきおこさせ、闘争を弱めようとする。

このように、プロレタリアートの階級闘争が大衆的性格をおびてきたばあいには、改良、譲歩、すなわち社会政策は成立するのである。それゆえ社会政策は、ブルジョアジーと政府が、おくれた大衆にあやまった期待をいだかせ、信頼をかちえて、闘争を分裂させ弱体化させるという性格をもっている。

しかしこのことは、プロレタリアートがその闘争を強化するために社会政策を利用することができないということを決して意味しない。どんな社会政策も、大衆的性格をおびた闘争なしには成立しないかぎり、大衆がなんらかの仕方でも、完全ではないにしても、すくなくとも部分的には自分の要求を満足させることのできる性格をもっている。だから、どんな社会政策も、その中にはプロレタリアートがその闘争を大衆的に強化し拡大するために利用できる性格をそなえている。そこで分析視角としては、各国資本主義の発展過程における階級闘争の発展の状況と、その特徴と性格を分析して、その結果として成立した社会政策の二重の性格がどのようなものであるかを具体的に把握することがきわめて重要である。

- (1) 『レーニン全集』ソ連共産党中央委員会付属マルクス・エンゲルス・レーニン研究所編集 第四版第一六卷三二〇頁、大月書店版三六七頁。
- (2) 『レーニン全集』前掲第四版第一卷九〇頁、大月書店版一〇三頁。
- (3) 『マルクス・資本論』マルクス・エンゲルス・レーニン研究所版 第一卷八〇三頁、大月書店版第四分冊三九二頁。
- (4) 『資本論』前掲版第一卷二七七頁、大月書店版第二分冊二〇四頁。

### 三

それでは、国家権力の役割と限界を明らかにする中で、社会政策の二重性をいかに把握すべきであろうか。かつてレーニンは、『決議案をどう書いてはならないか』という論文の中で、社会政策にかぎらない改良一般についての二重性を次のように指摘した。

「あらゆる改良は、それがよりよいものへの一歩であり、『段階』であるかぎり、そのかぎりでのみ改良である（反動的方策でもなければ保守的な方策でもない）。しかし資本主義社会におけるあらゆる改良は二重の性格をもっている。改良は革命的闘争をひきよめ、よわめ、あるいは消しとめるために、革命的階級の力と精力を細分し、その意識をくもらせなどするために支配階級が行う譲歩である。」<sup>(1)</sup>

ここで注意しなければならない点は、この二重性が、現在ヴァレンチーノ・ジェルターナ<sup>(2)</sup>および日本におけるその追隨者たちの主張する「国家の二重性」の反映ではないということである。「公的権力」としての国家の本質は、二重性ではなくて、あくまで階級的独裁であり、その背骨が暴力——強制の機構でありながら、支配階級としてのブルジョアジーの地位は、一方で、住民とくにプロレタリアートを搾取し、略奪し、貧困、抑圧、隷属、墮落、搾取を増大させ、他方では、その文化的要求や自覚等を高め、たえず膨張しながら資本主義の機構そのものによって訓練され組織されるプロレタリアートの抵抗を増大させる、という根本的な矛盾にみちている。それゆえにプロレタリアートの階級闘争が大衆的性格をおびてくることの反映として、改良・社会政策は二重性をもつのである。すなわち、階級的独裁という国家の本質は変らないからこそ、この本質に直接もついで、ブルジョアジーがおこなう弾圧と同じ目的、すなわち、プロレタリアートの階級闘争をよわめ、おしとどめるといふ目的のために、譲歩をおこなうのである。それゆえブルジョアジーは、この譲歩によっておこなわれた改良が、プロレタリアートに対する「いやいやながらの譲歩」ではなくて、国家の本質にもついでしてすすんでおこなわれたものであるかのようにみせかけ、おくれた大衆を国家のまわりに、政府のまわりにひきよせることによって、プロレタリアートが階級闘争をつよめるのをさまたげ、よわめ、おしとどめようとする。しかも「一方の手では改良をあたえながら、他方の手で、つねにそれを取りあげて無効にしてしまい、労働者を隷属させるために、彼らを個々のグループに分裂させるために、労働者の賃金奴隷制を永続させるために、改良を利用する」<sup>(3)</sup>。そこでプロレタリアートは、第一に、改良が国家の本質にもついでしてすすんでおこなわれたのではなくて、大衆的な性格をおびた階級闘争なしにはおこなわれなかつたものであることをおくれた大衆も認識できるようにすることができる。第二に、ブルジョアジーと政府が、改良を取りあげ、無効なものにするのに反対する闘いを組織し、改良が有効であるのは闘いの結果であるから、プロレタリアートが団結して闘うことの重大な意義をおくれた大衆も把握できるようにするとともに、国家権力の役割と限界を認識できるように

することができる。そして、プロレタリアートがたえず膨張しながら資本主義の機構に訓練され、結集され、組織されているかぎり、資本主義を打倒して社会主義を建設するために国家権力の獲得をめざす革命的階級闘争に、おくれた大衆もたちあがるようにすることができるのである。

このかぎりにおいて、マルクス主義者は、改良の二重性を把握し、「改良を革命的階級闘争の発展のために利用することをこぼさない」<sup>(4)</sup>。また、このかぎりにおいて「マルクス主義者は、無政府主義者たちがつて、改良のための闘争、すなわち、権力をこれまでどおり支配階級の手にのこしておくような、労働者の地位の改善のための闘争を認めている。しかし、それと同時に、マルクス主義者は、労働者階級の努力と活動を、直接または間接に改良だけにかぎる改良主義者にたいして、もつとも断乎として闘う。」なせなら、改良主義者は、改良がブルジョア国家の本質にもつづく恒久的で重大なものであるかのようにみせかけ、「施し物で労働者を分裂させ、だまし、彼らとその階級闘争からそらせようとしてつとめてい」<sup>(5)</sup>からである。しかし改良がブルジョア国家のプロレタリアートに対する「いやいやながらの譲歩」であり、「資本主義が存続するばあいには、改良は恒久的なものでも重大なものでもありえないことを理解している労働者は、改良のために闘い、その改良を賃金奴隷制に対するいっそうねばりつよい闘争をつづけるために利用する」<sup>(5)</sup>。そして「改良主義がいつわりであることを自覚した労働者は、自己の階級闘争の発展と拡大のために改良を利用する」<sup>(5)</sup>。

以上のような視角から改良の二重性、したがって社会政策の二重性を把握するかぎり、資本の責任において、いやいやながらもおこなわれる改良と、国家権力がその励行を強制する法律によってその責任が確定される改良、すなわち社会政策との区別をも無視するわけにいかない。

かつてエンゲルスは、『ザクセンの炭坑における坑夫の職業組合についての報告』という論文の中で、次のようにこの区別に言及している。



「ザクセンの炭坑所有者の組合金庫への納付金は、生産にあたって作業中に、賃労働者にとって不具または死亡のおそれのある事故が生じたばあい、ある程度まで資本が責任をおうべきことをいよいよやみとめたものである。この責任が現在のよりに資本の専制支配を拡大する口実になるのをゆるしておかないで、労働者はこの責任が法律によって確定されるように煽動すべきである。」<sup>(6)</sup>

ここで指摘されている点は、資本が責任をおうようになってきているが、この責任が資本の専制支配を拡大する口実になるが、この責任が法律に確定されるようになれば、資本の専制支配を拡大する口実になるのをふせぎうることである。それは一体なぜだろうか。

いうまでもなく、このような法律そのものに、資本の責任が資本の専制支配を拡大する口実になるのをふせぐ力があるわけではないし、これを制定し実施する国家権力にそのような力があるわけでもない。やはり、このような法律を制定、実施させるのは、プロレタリアートの大衆的性格をおびた階級闘争であり、また、ブルジョアジーが一方の手では改良をあたえながら、他方の手ではつねにそれを取りあげて無効にしてしまおうとして、法律をまもるまい、法律の抜穴をくぐらう、法律を改悪しようとするのに対して、法律をまもらせ、法律を改善させ、法律改悪を阻止するのも、このような階級闘争である。だから資本の責任が法律に確定されるならば、資本の専制支配を拡大する口実になるのをふせぎうるのは、法律そのものではなくて、このような階級闘争である。

もちろん法律なしに資本の責任をいよいよやみとめさせるにも、労働者の闘争が必要である。しかしこの闘争は、ばらばらの経済闘争である。ところが、資本の責任を法律によって確定させる闘争は、政治闘争である。この点について、マルクスは、一八七一年一月二三日付ボルテアへの手紙の中で、「労働者階級の政治運動は、もちろん、自分たちの手に政治権力を獲得することを終局目的としている」とした上で、「しかし他方では、労働者階級が階級として支配階級に立ちむかい、

外部からの圧力によって彼らに強要しようとする運動は、いずれも政治運動である。たとえば、個々の工場で、または個々の職業でストライキなどをやつて、個々の資本家から労働時間の短縮をもぎとろうとするくわだては、純経済的な運動である。これに反して、八時間制などの法律をもぎとろうとする運動は、政治運動である。そしてこのようにして、いたるところで労働者のばらばらの経済運動から政治運動が成長する。これすなわち、普遍的な形、普遍的な社会的強制力をもつ形で、自己の利益を貫徹するための階級の運動である。これらの運動はある程度の予備的組織化を前提するが、またそれ自体この組織化を発展させる手段でもある。」<sup>(7)</sup>とのべている。

そこで資本がその責任を専制支配を拡大する口実にしようとするのを、ばらばらな経済闘争は阻止する力をもちえないが、政治闘争は阻止する力をもちうる、ということも明らかになる。もちろんこのばあい、政治闘争は、法律をもぎとるだけなく、法律をまもらせ、法律をあらためるためにも不断に継続されていかなければ、このような力をもちえないである。マルクスは、このような経済闘争と政治闘争との区別の上に、労働日制限の立法の意義を『賃金、価格および利潤』の中で次のように指摘している。

「労働日の制限についていえば、ほかのどの国でもそうだが、イギリスでも、法律の介入によらないでそれが決まったことは一度もなかった。その介入も、労働者がたえず外部から圧力をくわえなかつたら決してなされはしなかつたであろう。だがいずれにしても、その成果は、労働者と資本家とのあいだの私的なとりきめで得られるはずのものではなかつた。このように全般的な政治活動が必要であつたということこそ、たんなる経済行動の上では資本のほうが強いということを立てるものである。」<sup>(8)</sup>

また、マルクスは、国際労働者協会(第一インターナショナル)の「臨時中央委員会代表に対する個々の問題についての指示」の中でも、児童、年少労働の保護についてこうのべている。「このことは、いまの条件のもとでは、国家権力がその励

行を強制する一般的法律によつてのみ達成することができる。……労働者は、ばらばらな個別的な努力をつみかさねることによつては獲得しようとしてもむだだったものを、全般的立法活動によつて達成する。<sup>(9)</sup>

ここで明確にしておかなければならない点は、国家権力が、このような法律の勵行を強制するのは、この法律を制定するのと同じように、国家の本質にもづくものではないし、国家の本質が反労働者のなものでなくなったことによるものでもない。労働者階級の政治闘争、全般的政治活動、階級として法律を制定させ勵行させようとする統一行動に対する「いやいやながらの譲歩」にすぎない。だからこそマルクスは、右の一文の中で、「このような法律を要求しても、労働者階級が政府の権力をつよめるようなことは決してない。反対に、労働者階級は、現在自分に反対してもらいられている権力を、自己の手段にかえるのである。」とのべているのである。

以上のような視角で、マルクス主義は、国家権力に機械的に反撥する無政府主義のように、社会政策を権力思想にもとづくものとして無視するのではなくて、階級闘争を發展させ拡大させて、国家権力の獲得を終局目的とする革命的な政治闘争を發展させるために利用するのである。そしてこのような視角から、社会政策の内容についても、ブルジョアジーがおくれた大衆をひきよせて、プロレタリアートの階級闘争をよわめ、ひきとめる面だけをみるのではなくて、それとは正反対の面をみて評価するのである。マルクスがさきの論文の中で「労働日の制限は、それを欠くばあいには、労働者の状態を改善し、彼らを解放しようとするそれ以上のいっさいのころみがい先決条件である。それは、国民の大部分を構成する労働者階級の健康と体力を回復するためにも、知的發達と相互の交際と社会的・政治的活動との可能性を労働者に保障するためにも必要である。」<sup>(10)</sup>と評価しているのは、このような視角からであった。

このような視角が、社会科学的に重要であり、実践によつてその正しさがいかに証明されているかを示す一例として、ほかならぬビスマルク社会保険に対するドイツ社会民主党の闘争経験をあげることができる。

社会主義者取締法とならんで、一八八三年から八五年にかけて、ビスマルクが実施した疾病・災害・廢疾保険は、ドイツ・ブルジョアジーが、プロレタリアートを、その生活状態の改善と資本主義的搾取そのものの排除とをめざす革命的闘争からひきはなすことをねらいとしていた。それゆえドイツ社会民主党は、このビスマルク社会保険の欺瞞性を徹底的に暴露したが、一面的な評価におちいり、無政府主義と日和見主義の誤りをおかした。しかしその後マルクス、エンゲルスの批判もうけて、ドイツ社会民主党は、ビスマルク社会保険も、ドイツにおける労働運動の大衆的成長によつてしづぶながらおこなわざるをえなかつた面もあるかぎり、大衆にとつて利益になる要素をふくんでいることを明らかにし、とくに社会保険給付改善のための闘争をすすめていくことにした。そしてその後新ドイツ帝国とドイツ・ブルジョアジーが被保険者に対する給付を機会あるごとに引下げようとするのに対して、これを阻止し、給付を改善して、社会保険に対するプロレタリアートの影響力を強めていくとともに、新ドイツ帝国の権威を失墜させていくことが、ドイツ労働運動の目標となった。その結果、社会主義者取締法のもとでも、ドイツ労働運動は着実に發展し、一八九〇年の国会選挙でドイツ社会民主党は約一五〇万の票をあつめて前進した。その結果、ビスマルクは引退し、社会主義者取締法そのものも撤廢された。そしてドイツ労働運動は新たな高揚を示し、一九〇〇年には労働者階級の組織人員が一八九〇年の二倍に達し、度重なる弾圧法規の制定をも阻止するだけの力量を示すにいたつたのである。

以上で、社会政策の分析視角と社会政策論の社会科学的意義が一般的に明らかになつたと思う。だがさらに、資本主義の發展段階、とくに独占Ⅱ帝国主義段階、および国家独占資本主義、全般的危機の諸段階のもとで、社会政策の分析をどのよりにすすめていくか、を明らかにする必要がある。しかしこの点については、本稿では論及しえなかつた。別稿にゆずることにして筆をおくことにする。

(1) 『レーニン全集』前掲第四版第一二卷二〇五―六頁 大月書店版二二三頁。

- (2) 「マルクス主義国家論と社会主義へのイタリアの道」『リナシタ』一九五六年八・九月合併号。
  - (3) レーニン『マルクス主義と改良主義』『レーニン全集』前掲第四版第一九卷三三四頁 大月書店版三九四頁。
  - (4) 『レーニン全集』前掲第四版第二二卷二〇六頁 大月書店版二二二二頁。
  - (5) 『レーニン全集』前掲第四版第一九卷三三四―三五五頁 大月書店版三九四―三五五頁。
  - (6) マルクス・エンゲルス選集 大月書店版 第一二卷上一九二頁。
  - (7) マルクス・エンゲルス『労働組合論』国民文庫版六四頁。
  - (8) 国民文庫版（改訳）横山正彦訳八四頁。
  - (9) 前掲選集第一二卷上一五九頁。
  - (10) 前掲書一五六頁。
- レーニンは、また、『小冊子『ハリコフのメーデー事件』序文』の中で、国家権力に対する八時間労働日実施の要求が、他の部分的要求とちがって、国際社会主義運動においてもっている意義を強調している。「この要求をかかげていることは、先進的なハリコフの労働者が世界の社会主義的労働運動に対する自分たちの連帯性を理解していることを、示すもののようなものである。しかし、それであればこそ、このような要求は、職長の人使いをよくしろとか、賃金を一割上げろ、とかいう諸要求のあいだに、部分的要求の一つとしてかかげてはならないのである。賃金の増額や人使いをよくすることに於いての諸要求は、個々の職種の労働者がその雇主に提出することができる（また、提出しなければならない）ものである。……これに反して、八時間労働日の要求は、個々の雇主に對してではなく、現代の社会政治体制全体の代表者としての国家権力に對して、一切の生産手段を所有する資本家階級全体に對して向けられた、全プロレタリアートの要求である。……それは、国際社会主義運動に對する連帯性の表明である。われわれは、労働者にこの違いを意識させ、かれらが八時間労働日の要求を無料切符の要求とか、守衛をやめさせろ、とかいうような要求の水準にひきおろすことのないように心をくばらなければならない。」（『レーニン全集』第四卷 大月書店版三九五頁）

## 第一インターナショナル形成期に

### おけるマルクスとエンゲルス（その二）

—イギリス労働運動とマルクス主義—

飯 田 鼎

- 一、国際労働者協会創立総会の開催
- 二、創立宣言の歴史的意義
- 三、イギリス労働組合にたいするインターナショナルの態度

—

一八六三年、ポーランド独立のための蜂起は、ヨーロッパの労働者、民主主義者の熱烈な支援にもかかわらず、ロシアの圧倒的な武力によって弾圧されなければならなかったが、この当時、イギリスの労働者階級は、ポーランド独立運動や前年の万国博覧会を契機として、一八四八年以後の長い沈滞から目ざめつつあった。一方、フランスの労働者階級は、両国の伝統的な思想的・文化的交流の歴史からして、イギリスの労働者への強い連帯感を抱いており、ポーランド人の蜂起を契機として、その感情はますますたかめられたのである。すでに同胞民主協会は、一八三〇年のポーランドの蜂起を記念して、ポ

第一インターナショナル形成期におけるマルクスとエンゲルス（その二）